

# 旅客運賃の割引

障害者割引、児童福祉法の適用を受ける方に対する割引。

この割引を受けようとする方は、乗務員に手帳等の提示をお願いします。  
(障がい者手帳アプリ「ミライロ ID」も利用可能です。)

## ◎対象者

### (1) 障害者に対する割引

- イ 身体障害者手帳（身体障害者福祉法の規定）
- ロ 療育手帳（療育手帳制度要項の規定）
- ハ 精神障害者保健福祉手帳（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定）

以上の手帳の交付を受けている方及び介護人(鏡野町において介護人を必要と認める場合)

### (2) 児童福祉法の適用を受ける方に対する割引

- イ 諸施設により養護又は保護を受けている方及び付添人(鏡野町において付添人を必要と認める場合)  
(児童福祉法第 17 条、第 41 条又は第 44 条の規定)

## ◎割引率

- 普通旅客運賃： 5 割引
- 定期旅客運賃： 3 割引

ただし、前項の割引で 2 以上の割引条件に該当する場合は、同一乗車券について重複して運賃の割引を行いません。